### (参考)「水銀廃棄物ガイドライン」新旧対照表

(下線部は改訂箇所)

| コムラナジグ                              | 「「砂水口川み以前」直刀」/                      |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 改訂後                                 | 改訂前                                 |
| 水銀廃棄物ガイドライン                         | 水銀廃棄物ガイドライン                         |
| 第2版                                 |                                     |
| 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課               | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部                 |
| <u>平成 31 年 3 月</u>                  | 平成 29 年 6 月                         |
| 2. ガイドラインについて                       | 2. ガイドラインについて                       |
| 2.1~2.2(略)                          | 2.1~2.2(略)                          |
| 2.3 作成の方法                           | 2.3 作成の方法                           |
| 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、平成31年3月    | 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、平成 29 年 10 |
| <u>3日</u> 時点のものである。                 | <u>月1日</u> 時点のものである。                |
| 3. 廃金属水銀等の環境上適正な処理                  | 3. 廃金属水銀等の環境上適正な処理                  |
| 3.1 廃金属水銀等の対象物                      | 3.1 廃金属水銀等の対象物                      |
| 【特別管理産業廃棄物である廃水銀等】                  | 【特別管理産業廃棄物である廃水銀等】                  |
| ① 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用    | ① 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使     |
| 製品が産業廃棄物になったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合      | 用製品が産業廃棄物になったものに封入された廃水銀又は廃水銀化      |
| 物を除く)                               | 合物を除く)                              |
| 1.~3. (略)                           | 1.~3. (略)                           |
| 4. 水銀を媒体とする測定機器 (水銀使用製品 (水銀圧入法測定装置を | 4. 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設   |
| <u>除く。)</u> を除く。)を有する施設             |                                     |
| 5.~17. (略)                          | 5.~17. (略)                          |
| ② (略)                               | ② (略)                               |
| (中略)                                | (中略)                                |
|                                     |                                     |
|                                     |                                     |
|                                     |                                     |

#### 改訂後 改訂前 表 3.1.1 廃水銀等の例 ① 表 3.1.1 廃水銀等の例 ① (特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物) (特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物) 廃水銀等の例 特定施設 廃水銀等の例 特定施設 (略) $1.\sim 3.$ (略) $1.\sim 3.$ 4.水銀を媒 ● 水銀が使用されている備え付けの水銀圧入法測定装 4.水銀を媒 ● 水銀が使用されている備え付けのポロシメーター 体とする測 で用いられた水銀が廃棄物となったもの 体とする測 置(ポロシメーター)で用いられた水銀が廃棄物とな 定機器(水 ったもの 定機器(水 | ※ 水銀使用製品である測定機器(水銀温度計等)を有 銀使用製品 ※ 水銀使用製品である測定機器(水銀圧入法測定装置 銀使用製品する施設は特定施設に該当しない。 (水銀圧入 を除く水銀温度計等)を有する施設は特定施設に該当し を除く。) を 有する施設 法測定装置 ない。 を除く。) を 除く。)を有 する施設 (略) $5.\sim 17.$ $5.\sim 17.$ (略) (以下略) (以下略) 5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理 5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理 5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (中略) (中略) 次ページの表 5.1.1 に掲げる製品であって既存の用途に用いるもの • 次ページの表 5.1.1 に掲げる製品であって既存の用途に用いるもの • そのうち1~60に掲げる製品を既存の用途で材料又は部品として用 | • そのうち1~54に掲げる製品を既存の用途で材料又は部品として用 いて製造される製品 いて製造される製品 • 1~60 に掲げる製品又は水銀等の製剤であって校正、試験研究又は | • 1~54 に掲げる製品又は水銀等の製剤であって校正、試験研究又は 分析に用いられるもの 分析に用いられるもの

(以下略)

(以下略)

| 改訂後  | 改訂前   |
|--|---|
| 表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品                     | 表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品                    |
| (新用途水銀使用製品命令 第2条に基づく別表上欄に規定される水銀             | (新用途水銀使用製品命令 第2条に基づく別表上欄に規定される水銀            |
| 使用製品)  | 使用製品)                                       |
| 1.~3. (略)                                    | 1.~3. (略)                                   |
| 4. 蛍光ランプ (冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ <u>を含む。以下同</u> | 4. 蛍光ランプ (冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ <u>を含む。</u> ) |
| <u>v.</u> )                                  |   |
| 5.~34. (略)                                   | 5.~34. (略)                                  |
| 35. 放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及び HID ランプを含む。)を除く。)注     | (新設)  |
| <u>*</u>                                     |   |
| <u>36.</u> ~ <u>42.</u> (略)                  | <u>35.</u> ~ <u>41.</u> (略)                 |
| 43. 水銀圧入法測定装置                                | (新設)  |
| <u>44.</u> ~ <u>46.</u> (略)                  | <u>42.</u> ~ <u>44.</u> (略)                 |
| 47. ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)                 | (新設)  |
| <u>48.</u> (略)                               | 45. (略)                                     |
| 49. 容積形力計※                                   | (新設)  |
| <u>50.</u> (略)                               | <u>46.</u> (略)                              |
| 51. 滴下水銀電極※                                  | (新設)  |
| <u>52.</u> ・ <u>53.</u> 参照電極                 | <u>47.</u> ・ <u>48.</u> (略)                 |
| 54. 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するも           | (新設)  |
| <u>のに限る。)</u>                                |   |
| <u>55.</u> ~ <u>68.</u> (略)                  | <u>49.~62.</u> (略)                          |
| [凡例]   | [凡例]  |

下線:水銀等の使用の表示の有無によらず水銀使用製品産業廃棄物の対 下線:水銀等の使用の表示の有無によらず水銀使用製品産業廃棄物の対 象。ただし、「3. スイッチ及びリレー」及び「35. 放電管(放電ランプ (蛍光ランプ及び HID ランプを含む。)を除く。)」については、水銀が目 視で確認できるものに限る。(5.1.1 の 2.①参照)

象。ただし、<u>「3.スイッチ及びリレー」</u>については、水銀が目視で確認 できるものに限る。(5.1.1 の 2.①参照)

#### 

### 5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

(中略)

- ① (略)
- ② (削除)
- ③ (削除)

### 表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

|    |                              |          | _  |                               |      |
|----|------------------------------|----------|----|-------------------------------|------|
| 1  | 水銀電池                         |          | 23 | 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光 | ×    |
| 2  | 空気亜鉛電池                       |          | _  | ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)         | -    |
| 3  | スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。) | ×        |    | 水銀抵抗原器                        | -    |
|    | 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含  |          | ⊢  | 差圧式流量計                        | _    |
| 4  | む。以下同じ。)                     | ×        | _  | 傾斜計                           |      |
| 5  | HIDランブ(高輝度放電ランプ)             | ×        | _  | 水銀圧入法測定装置                     |      |
| 6  | 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)     | ×        | _  | 周波数標準機                        | ×    |
| 7  | 農薬                           |          | 29 | ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)      |      |
| 8  | 気圧計                          |          | 30 | 容積形力計                         |      |
| 9  | 湿度計                          |          | 31 | 滴下水銀電極                        |      |
| _  | 液柱形圧力計                       |          | 32 | 参照電極                          |      |
| _  |                              | -        | 33 | 水銀等がス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化   |      |
| _  | 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)        | ×        | -  | するものに限る。)                     | -    |
| 12 | 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)        | ×        | -  | 握力計                           | _    |
| 13 | 真空計                          | ×        |    | 医薬品                           |      |
| 14 | ガラス製温度計                      |          | 36 | 水銀の製剤                         |      |
| 15 | 水銀充満圧力式温度計                   | ×        | 37 | 塩化第一水銀の製剤                     |      |
| 16 | 水銀体温計                        |          | 38 | 塩化第二水銀の製剤                     |      |
| 17 | 水銀式血圧計                       |          | 39 | よう化第二水銀の製剤                    |      |
| 18 | 温度定点セル                       |          | 40 | 硝酸第一水銀の製剤                     |      |
| _  | <b></b> 簡料                   | ×        | 41 | 硝酸第二水銀の製剤                     |      |
| -  | ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)     |          | 42 | チオシアン酸第二水銀の製剤                 |      |
|    | 灯台の回転装置                      |          |    | 酢酸フエニル水銀の製剤                   |      |
|    |                              | $\vdash$ |    | の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が塗布されるもの  | (こ)四 |
| 22 | 水銀トリム・ヒール調整装置                |          | り> | < ED(こ該当する。                   |      |

- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(表 5.1.2 の右欄に×印のあるものに係るものを除く。)
- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

### 5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

(中略)

- ① (略)
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(表 5.1.2 の右欄に×印のあるものに係るものを除く。)
- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

# 表 5.1.2 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品 産業廃棄物の対象となるもの

|     |                          | _ | `                        |     |
|-----|--------------------------|---|--------------------------|-----|
| - 1 | 水銀電池                     |   | 19 顔料                    | ×   |
| 2   | 空気亜鉛電池                   |   | 20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限 | Т   |
|     | スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるも   |   | ବିତ )                    | _   |
| 3   | のに限る。)                   | × | 21 灯台の回転装置               | ₩   |
| П.  | 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍    |   | 22 水銀トリム・ヒール顕整装置         | +   |
| 4   | 光ランプを含む。)                | × | 23 水銀抵抗原器                | _   |
| - 6 | HIDランプ(高輝度放電ランプ)         | × | 24 差圧式流量計                | _   |
|     |                          | - | 25 傾斜計                   |     |
|     | 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。) | X | 26 周波数標準機                | ×   |
|     | 農薬                       |   | 27 参照電極                  |     |
| 8   | 気圧計                      |   | 28 提力計                   | Т   |
| 9   | 温度計                      |   | 29 医薬品                   |     |
| 10  | 液柱形圧力計                   |   | 30 水銀の製剤                 |     |
| 11  | 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)    | x | 31 塩化第一水銀の製剤             |     |
|     | 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)    | × | 32 塩化第二水銀の製剤             | _   |
|     | 真空計                      | × | 33 よう化第二水銀の製剤            | _   |
|     | ガラス製温度計                  | - | 34 硝酸第一水銀の製剤             |     |
|     |                          | _ | 35 硝酸第二水銀の製剤             |     |
|     | 水銀充滿圧力式温度計               | × | 36 チオシアン酸第二水銀の製剤         |     |
| 16  | 水銀体温計                    |   | 37 酢酸フェニル水銀の製剤           |     |
| 17  | 水銀式血圧計                   |   | 備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製 | 製品に |
| 18  | 温度定点セル                   |   | 塗布されるものに限り×印に該当する。       |     |

(新設)

(新設)

| <b>改訂後</b> |
|------------|

業廃棄物」の対象となる水銀使用製品(対象となるものは左端の列に掲 げる製品単体)

表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産 表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産 業廃棄物」の対象となる水銀使用製品(対象となるものは左端の列に掲 げる製品単体)

|   | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   |        |     | 77 D2CHH-T-1177   |   |        |     |
|---|---|--------|-----|---|---|--------|-----|
| 水銀使用製品  | 製品情報及び製品例<br>(掲載製品は一例)  | 組込製品の例 | 備考  | 水銀使用製品  | 製品情報及び製品例<br>(掲載製品は一例)  | 組込製品の例 | 備考  |
| 1.~3.   | (略)   | (略)    | (略) | 1.~3.   | (略)   | (略)    | (略) |
| 4. 蛍光ランプ (冷<br>陰極蛍光ランプ<br>及び外部電極蛍<br>光ランプを含む。<br>以下同じ。) | <照金<br>一年<br>一年<br>一年<br>一年<br>一年<br>一年<br>一年<br>一年<br>一年<br>一年                       | (略)    | (略) | <ul><li>4. 蛍光ランプ(冷<br/>陰極蛍光ランプ<br/>及び外部電極蛍<br/>光ランプを含<br/>む。)</li></ul> | <開途><br>照他の物演と、<br>大人のになり、<br>ののはのはのはのいなが、<br>大人のになり、<br>ののはのはのいなが、<br>ののはのがはのいるができる。<br>でのはのがはのいるができる。<br>でのはのができる。<br>でのはのができる。<br>でのはのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではのができる。<br>でのではいる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのできる。<br>でのでのできる。<br>でのできる。<br>でのでのでのでできる。<br>でのでできる。<br>でのでできる。<br>でのでのでのででのできる。<br>でのでのででのででできる。<br>でのでのででででででできる。<br>でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで | (略)    | (略) |
| <ol> <li>5. HID ランプ(高<br/>輝度放電ランプ)</li> </ol>           | <用途><br>照度の確保、舞台その<br>他の演出、美術品その<br>他の物品の展示、撮影<br>又は演出における色<br>彩の忠実な再現若し<br>くは強調又は視覚効 | (略)    | (略) | 5.HID ランプ (高輝<br>度放電ランプ)  | <用途><br>照度の確保、舞台その<br>他の演出、美術品その<br>他の物品の展示、撮影<br>又は演出における色<br>彩の忠実な再現若し<br>くは強調又は視覚効   | (略)    | (略) |

|   | 改訂後   |   |     | 改訂前                         |  |          |          |
|---|---|---|-----|-----------------------------|--|----------|----------|
| 6.~22.  23. 放電管 (水銀が<br>目視で確認でき<br>るものに限り、放<br>電ランプ (蛍光ラ<br>ンプ及び HID ラ<br>ンプを含む。) を<br>除く。) | 果の発現、プロジェクタの図形、文字、情報の保護で、検査、検査、検査、検査、検査、検査、検査、機工で、機工で、を、と、を、を、を、は測ででは、が、では、は、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | (略)<br>アンプ、ラジ<br>オ、クローバ<br>装置、大電流<br>発生装置 | (略) | 6.~22. (新設)                 | 果の経現、プロジェクタの図形、文字及び画像等の映写、情報の伝達、大生物の伝達、感光、生物の育成、生物の解析、独立、生物の解析、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では | (略) (新設) | (略) (新設) |
| <u>24.</u> ~ <u>26.</u> (略)   | (略)   | (略)                                       | (略) | <u>23.</u> ~ <u>25.</u> (略) | (略)  | (略)      | (略)      |
| 27. 水銀圧入法測定装置   | <用途><br>気孔径分布の測定<br><判別方法>  | =   |     | (新設)                        | (新設)   | (新設)     | (新設)     |

|             | 改訂後                 |            |     | 改訂前            |      |      |      |
|-------------|---------------------|------------|-----|----------------|------|------|------|
|             | 測定時に水銀を注入           |            |     |                |      |      |      |
|             | する必要があること           |            |     |                |      |      |      |
|             | から水銀含有は自明           |            |     |                |      |      |      |
|             | と考えられる。また、          |            |     |                |      |      |      |
|             | ポロシメーターとい           |            |     |                |      |      |      |
|             | う名称から判別可能           |            |     |                |      |      |      |
| 28. (略)     | (略)                 | (略)        | (略) | <u>26.</u> (略) | (略)  | (略)  | (略)  |
| 29. ガス分析計   | <u>&lt;用途&gt;</u>   | =          |     | (新設)           | (新設) | (新設) | (新設) |
| _(水銀等を標準    | 気体の濃度の測定            |            |     |                |      |      |      |
| 物質とするもの     |                     |            |     |                |      |      |      |
| <u>を除く。</u> | <u>&lt;判別方法&gt;</u> |            |     |                |      |      |      |
|             | 測定原理及び水銀ト           |            |     |                |      |      |      |
|             | <u>ラップの定期交換が</u>    |            |     |                |      |      |      |
|             | あることから水銀含           |            |     |                |      |      |      |
|             | 有は自明と考えられ           |            |     |                |      |      |      |
|             | <u>る。</u>           |            |     |                |      |      |      |
| 30. 容積形力計   | <u>&lt;用途&gt;</u>   | =          |     | (新設)           | (新設) | (新設) | (新設) |
|             | 圧縮試験機その他の           |            |     |                |      |      |      |
|             | 静的強さ試験機の校           |            |     |                |      |      |      |
|             | 正                   |            |     |                |      |      |      |
|             |                     |            |     |                |      |      |      |
|             | <判別方法>              |            |     |                |      |      |      |
|             | 目視:水銀の封入が目          |            |     |                |      |      |      |
|             | 視で可能                |            |     |                |      |      |      |
| 31. 滴下水銀電極  | <u>&lt;用途&gt;</u>   | ポーラログラ     | =   | (新設)           | (新設) | (新設) | (新設) |
|             | 液体の電気化学分析           | <u>フ装置</u> |     |                |      |      |      |

|   | 改訂後   |     | 改訂前 |                             |     |     |     |
|---|---|-----|-----|-----------------------------|-----|-----|-----|
| 32. (略) 33. 水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。) | <判別方法>       目視及び測定原理:目視で金属水銀の封入が確認できる。また、その測定原理から水銀含有は自明と考えられる。       (略)       <用途>水銀等ガスの発生       <判別方法>       用途から水銀含有は自明と考えられる。 | (略) | (略) | <u>27.</u> (略)<br>(新設)      | (略) | (略) | (略) |
| <u>34.</u> ~ <u>43.</u> (略)                       | (略)   | (略) | (略) | <u>28.</u> ∼ <u>37.</u> (略) | (略) | (略) | (略) |

# ② ①の水銀使用製品(単体)の組込製品(①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品)

①の水銀使用製品が用いられていることが判別可能な組込製品が対象となる。ただし、スイッチ及びリレー、蛍光ランプ、HID ランプ、<u>放電ランプ、放電管、</u>弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機の組込製品、及び顔料が塗布されたものは、排出事業者において、これらの水銀使用製品が用いられていることを判別することが難しいと考えられることから、対象外としている。

# ② ①の水銀使用製品(単体)の組込製品(①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品)

①の水銀使用製品が用いられていることが判別可能な組込製品が対象となる。ただし、スイッチ及びリレー、蛍光ランプ、HID ランプ、<u>放電ランプ、</u>弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機の組込製品、及び顔料が塗布されたものは、排出事業者において、これらの水銀使用製品が用いられていることを判別することが難しいと考えられることから、対象外としている。

| (中略)  表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例 対象となる組込製品の例 (①の水銀使用製品を材料又は部品とし て用いて製造される水銀使用製品例) (略) ボーラログラフ装置 (中略)  5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物 (年略)  5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物 (本語) (本語) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設  |  |               |                          |              |  |  |
|--|--|---------------|--------------------------|--------------|--|--|
| 表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例  |  |               |                          |              |  |  |
| 対象となる組込製品の例  |  |               | (1747)                   |              |  |  |
| (①の水銀使用製品を材料又は部品として用いられる①の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品例) (略) ボーラログラフ装置 31. 滴下水銀電極 (中略)  5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物 (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの 1~4 (略) 5 <u>煙性圧力計</u> 6 <u>圧力伝送器</u> 7~13 (略) 14 放電管(放電デアブ(蛍光デア)及び HID デアブを含む。)を除く。 した 15~18 (略) 19 容積形力計 20 (略) 21 滴下水銀電極  左記製品中に用いられる①の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品の②の水銀使用製品の②の水銀使用製品の②の水銀使用製品産業廃棄物 (中略)  5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物 (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの 1~4 (略) 5 <u>煙性圧力計</u> (中略) 5 <u>煙性圧力計</u> (デイアラル式のものに限る。) 7~13 (略) (新設) 14~17 (略) (新設) 14~17 (略) (新設) 18 (略) (新設) 18 (略) (新設)  | 表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の                       | 対象となる組込製品の例   | 表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の   | 対象となる組込製品の例  |  |  |
| Thur 製造される水銀使用製品例  |  | 七記制P由に用いたれる   |                          | 大司制P内に用いたねる  |  |  |
| (略) (略) (略) (略) ((中略) (中略) (中略) (中略) (中略   |  |               |                          |              |  |  |
| ボーラログラフ装置       31. 滴下水銀電極         (中略)       (新設)         5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物       (中略)         ま 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの       (中略)         1 ~ 4 (略)       ま 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの         5 弾性圧力計       6 圧力伝送器   |  |               |                          | -            |  |  |
| (中略)       (中略)         5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物       (中略)         表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの       (中略)         1 ~ 4 (略)       表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの         5 弾性圧力計       (年格)         6 圧力伝送器       (チイフラム式のものに限る。)         7 ~ 13 (略)       (新設)         14 放電管 (放電デンプ*(蛍光ランプ*及びHIDランプ*を含む。)を除く。)       (新設)         15~18 (略)       (新設)         19 容積形力計       (新設)         20 (略)       (新設)         18 (略)       (新設)  | (略)  | (略)           | (略)                      | (略)          |  |  |
| 5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物         (中略)         表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる         もの         1~4 (略)         5 弾性圧力計         6 圧力伝送器         7~13 (略)         14 放電管 (放電デンプ (蛍光デンプ 及び HID デンプ を含む。) を除         公。)         15~18 (略)         19 容積形力計         20 (略)         21 適下水銀電極    5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物 (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (下の) 、表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物         (中略)         表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が表別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | ポーラログラフ装置                                    | 31. 滴下水銀電極    | (新設)                     | (新設)         |  |  |
| (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの  1 ~ 4 (略) 5 弾性圧力計 6 圧力伝送器 7 ~ 13 (略) 14 放電管 (放電デンプ (蛍光デンプ 及び HID ランプ を含む。) を除 く。) 15~18 (略) 19 容積形力計 20 (略) 21 滴下水銀電極  (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの  1 ~ 4 (略) 5 弾性圧力計 (ダイアフラム式のものに限る。) 6 圧力伝送器 (ダイアフラム式のものに限る。) 7 ~ 13 (略) (新設) 14~17 (略) (新設) 18 (略) (新設)  | (中略)   |               | (中略)                     |              |  |  |
| (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの  1 ~ 4 (略) 5 弾性圧力計 6 圧力伝送器 7 ~ 13 (略) 14 放電管 (放電デンプ (蛍光デンプ 及び HID ランプ を含む。) を除 く。) 15~18 (略) 19 容積形力計 20 (略) 21 滴下水銀電極  (中略) 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる もの  1 ~ 4 (略) 5 弾性圧力計 (ダイアフラム式のものに限る。) 6 圧力伝送器 (ダイアフラム式のものに限る。) 7 ~ 13 (略) (新設) 14~17 (略) (新設) 18 (略) (新設)  |  |               |                          |              |  |  |
| 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられる<br>もの  1 ~ 4 (略) 5 弾性圧力計 6 圧力伝送器 7 ~ 13 (略) 14 放電管 (放電テンプ (蛍光テンプ及び HID ランプを含む。)を除   | 5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業                       | <b>達廃棄物</b>   | 5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産    | 業廃棄物         |  |  |
| もの       1~4 (略)       5 弾性圧力計       6 圧力伝送器       7~13 (略)       14 放電管 (放電ランプ (蛍光ランプ及び HID ランプを含む。)を除       く。)       15~18 (略)       19 容積形力計       20 (略)       21 滴下水銀電極  | (中略)   |               | (中略)                     |              |  |  |
| 1 ~ 4 (略) 5 弾性圧力計 6 圧力伝送器 7 ~ 13 (略) 1 4 放電管 (放電ランプ (蛍光ランプ及び HID ランプを含む。)を除 く。) 15~18 (略) 19 容積形力計 20 (略) 21 滴下水銀電極  | 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち                       | 水銀回収が義務付けられる  | 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち   | 水銀回収が義務付けられる |  |  |
| 5 弾性圧力計       5 弾性圧力計(**1777は式のものに限る。)         6 圧力伝送器       (下 1777は式のものに限る。)         7 ~13 (略)       (野龍大力計(大力では光ランプ・及び HID ランプ・を含む。)を除る。)         (本)       (新設)         15~18 (略)       (新設)         19 容積形力計(新設)       (新設)         20 (略)       (新設)         21 滴下水銀電極       (新設)  | €の   |               | もの                       |              |  |  |
| 6 圧力伝送器       (略)         7 ~13 (略)       (略)         14 放電管 (放電ランプ (蛍光ランプ及び HID ランプを含む。) を除       (新設)         (素)       (15~18 (略)         19 容積形力計       (新設)         20 (略)       (18 (略)         21 滴下水銀電極       (新設)   | 1~4 (略)                                      |               | 1~4 (略)                  |              |  |  |
| 7~13 (略)       7~13 (略)         14 放電管 (放電ランプ (蛍光ランプ 及び HID ランプ を含む。) を除       (新設)         (本)       15~18 (略)         19 容積形力計       (新設)         20 (略)       18 (略)         21 滴下水銀電極       (新設)   | 5 弾性圧力計                                      |               | 5 弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)  |              |  |  |
| 14 放電管 (放電ランプ (蛍光ランプ及び HID ランプを含む。) を除       (新設)         (新設)       (15~18 (略)         19 容積形力計       (新設)         20 (略)       18 (略)         21 滴下水銀電極       (新設)   | 6 圧力伝送器                                      |               | 6 圧力伝送器 (ダイアフラム式のものに限る。) |              |  |  |
| <u>15~18</u> (略)       19 容積形力計       20 (略)       21 滴下水銀電極         (新設)       (新設)       (新設)       (新設)   | 7~13 (略)                                     |               | 7~13 (略)                 |              |  |  |
| 15~18     (略)       19 容積形力計     (新設)       20 (略)     18 (略)       21 滴下水銀電極     (新設)   | 14 放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及び HI                      | D ランプを含む。) を除 | (新設)                     |              |  |  |
| 15~18     (略)       19 容積形力計     (新設)       20 (略)     18 (略)       21 滴下水銀電極     (新設)   | ⟨ 。 )  |               |                          |              |  |  |
| 19 容積形力計     (新設)       20 (略)     18 (略)       21 滴下水銀電極     (新設)   |  |               | 14~17 (略)                |              |  |  |
| 20     (略)       21 滴下水銀電極     (新設)  |  |               |                          |              |  |  |
| <u>21 滴下水銀電極</u>   |  |               |                          |              |  |  |
|  | —  |               |                          |              |  |  |
|  |  |               |                          |              |  |  |
|  | <u>== =:                                </u> |               |                          |              |  |  |